



令和6年度

# 保育園等入園のご案内

塩尻市保育課



# 目次

---

<b>1 塩尻市の幼児教育・保育施設</b>	2
保育園（公立）	3
保育園（私立）、認定こども園	4
地域型保育施設	5
幼稚園、認可外保育施設	6
<b>2 保育園等の入園手続き</b>	7
①入園の要件の確認	8
②申込に必要な書類の準備	16
③入園申込に関するQ&A	18
④電子申請による申込	21
⑤お子さんの面接	32
⑥利用調整・入園決定	34
<b>3 保育料等・保育時間</b>	41
保育料及び副食費	42
保育時間	45
メモ	46

# 1 塩尻市の幼児教育・保育施設



市内保育園等の位置図がご覧いただけます

※各施設の開園時間等の情報はP3～P6でご確認ください。

# 保育園（公立）



家庭で十分な保育ができない場合にお子さんを保育する施設です。保護者が**入園の要件**を満たしている必要があります。

	施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
				月～金曜日	土曜日		
公立	塩尻東保育園	170人	0263-52-7820	7:30～19:30	—	満6か月～5歳児	 公立保育園のご案内 (持ち物のしおり)
	みずほ保育園	95人	0263-54-0103	7:30～18:30	—		
	大門保育園	130人	0263-54-0485	7:30～19:30	7:30～18:00		
	日の出保育園	155人	0263-52-7489	7:30～19:30	7:30～18:00		
	宗賀中央保育園	130人	0263-53-3380	7:30～19:30	7:30～18:00		
	片丘保育園	90人	0263-54-0486	7:30～19:00	—		
	高出保育園	130人	0263-52-7819	7:30～19:00	—		
	広丘野村保育園	170人	0263-52-7818	7:30～19:00	7:30～18:00		
	吉田ひまわり保育園	170人	0263-58-0607	7:30～19:30	7:30～18:00		
	吉田原保育園	80人	0263-58-0608	7:30～19:00	—		
	広丘西保育園	130人	0263-85-5430	7:30～19:30	7:30～18:00		
	広丘南保育園	80人	0263-54-0482	7:30～19:00	—		
	妙義保育園	150人	0263-52-7821	7:30～19:00	—		
	北小野保育園	60人	0266-46-3602	7:30～18:30	—		
檜川保育園	60人	0264-34-2320	7:30～18:30	—			

# 保育園（私立）



家庭で十分な保育ができない場合にお子さんを保育する施設です。保護者が**入園の要件**を満たしている必要があります。

	施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
				月～金曜日	土曜日		
私立	社会福祉法人 みのむし学園 よしだ保育園	89人	0263-58-4326	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月～5歳児	

## 認定こども園

幼稚園部分の入園手続は各園へお問い合わせください。

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。保育園部分は、保護者が**入園の要件**を満たしている必要があります。

	施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
				月～金曜日	土曜日		
私立	社会福祉法人サン・ビジョン サン・サンこども園 グレイスフル塩尻	保育園部分 48人 幼稚園部分 12人	0263-51-6214	7:30～19:00	7:30～19:00	満3か月～5歳児	
	学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園	保育園部分 27人 幼稚園部分 60人	0263-58-4312	7:30～18:30	7:30～18:00	2歳児～5歳児	

※確認したいホームページが表示されない場合は**他のコードを隠して**お試しください。

# 地域型保育施設

**0～2歳児**を対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。保護者が**入園の要件**を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ
			月～金曜日	土曜日		
合同会社グラベラ ひかりテラス保育園	19人	0263-50-8905	7:30～18:30	7:30～18:00	満12か月～2歳児	
学校法人御子柴学園 みのむしのおうち	19人	0263-86-5310	7:30～18:30	7:30～18:00	満6か月～2歳児	詳細は <b>よしだ幼稚園</b> にお問い合わせください
合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	19人	0263-88-5381	7:30～18:30	7:30～18:30		
社会福祉法人つるみね福社会 郷原つつじ保育園	12人	0263-52-8825	7:30～18:30	7:30～18:30		
合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園よしだキッズ	19人	0263-87-6607	7:30～18:30	7:30～18:30		

※確認したいホームページが表示されない場合は**他のコードを隠して**お試しください。

# 幼稚園

入園手続は各園へお問い合わせください。

学校教育法に基づく教育施設で、入園の要件はありません。教育方針などの詳細は各園へお問い合わせください。

	施設名	定員	電話	保育時間	入園できる年齢	ホームページ
私立	学校法人アイオナ学園 塩尻めぐみ幼稚園	140人	0263-54-0748	8:30～14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳～5歳児	
	学校法人相澤学園 塩尻幼稚園	140人	0263-52-1893	8:30～14:30 (預かり保育16:00まで)	満3歳～5歳児	

## 認可外保育施設

入園手続は各園へお問い合わせください。

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。県知事への届出を行い、乳幼児の保育を行っています。詳細は各園へお問い合わせください。

	施設名	電話	ホームページ
私立	自然ランドバンバン	080-5143-0086	
	ハートフルキッズ広丘保育園 (企業主導型保育事業所)	0263-88-7102	

※確認したいホームページが表示されない場合は他のコードを隠してお試しください。

**年齢の基準は4月1日です**

保育園等では、4月1日時点の年齢（クラス年齢）が基準になります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

生年月日	クラス年齢
令和5年4月2日～ ※園により入園できる月齢が異なります。	0歳児
令和4年4月2日～令和5年4月1日	1歳児
令和3年4月2日～令和4年4月1日	2歳児
令和2年4月2日～令和3年4月1日	3歳児
平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児

## 2 保育園等の入園手続き

### 保育課への入園申請が必要な施設

保育園

認定こども園  
保育園部分

地域型  
保育施設

※幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、認可外保育施設の入園手続きについては、各園にお問い合わせください。



① 入園の要件の確認

② 申込に必要な書類の準備

③ 入園申込に関するQ&A

④ 電子申請による申込

**10月1日(日)~31日(火)**

⑤ お子さんの面接

**11月14日(火)~22日(水)**

⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**



# 保育園等の入園の要件

保育園等（保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設）は、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に限り入園できます。

入園の要件	内容
① 就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている
⑦ 就学	大学・専修学校などに在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている
⑧ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）がある、またはそのおそれがある
⑨ 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園しているお子さんがいて、継続して利用する必要がある ※5歳児に限り適用
⑩ 家庭育児	3歳未満のお子さんを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



- ・入園後に入園の要件を満たさなくなった場合は、退園していただきます。（例：仕事を辞めた）
  - ・入園の要件に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、退園していただきます。
  - ・年度途中に入園の要件を変更する場合は、変更手続きが必要です。（例：就労 → 妊娠・出産）
- なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。




## ① 就労

### 【条 件】 1か月あたり64時間以上の労働を常態としていること

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。ただし、**労働の対価が発生しない「手伝い」**などは認められません。

### 【必要書類】 就労証明書（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの）

 就労証明書の証明者が**本人**または**親族**である場合、以下の書類のうち、いずれか1点のコピーを添付してください。（※原則、本人名義の書類を添付してください）

- ・最新の確定申告書（第1・2表）
- ・源泉徴収票
- ・営業許可証
- ・開業届
- ・事業所登録
- ・事業所名が記載された保険証
- ・事業所名が記載された納税通知書
- ・出荷票
- ・雇用保険の加入状況のわかる書類

※書類を提出できない場合は保育課へご相談ください。



### よくあるご質問

- ① **入園前に雇用契約期間が終了してしまいます。契約更新する予定ですが、就労として認められますか？**  
「就労」要件で申込可能です。契約更新後速やかに就労証明書を提出してください。
- ② **現在、育児休業を取得していますが、年度途中で職場復帰する予定です。どのように申し込めばよいですか？**  
復帰時期が確認できる就労証明書を添付して期限までに申込をしてください。なお、予約申込は公立園のみ申込可能です。
- ③ **会社に所属していますが、個人の請負業扱いとなるため、会社で就労証明書を発行してもらえません。**  
就労証明書にご自身で記入し、最新の確定申告書（第1・2表）など、就労の実態が確認できる書類を併せて提出してください。
- ④ **現在、勤務時間が月64時間を満たしていませんが、入園できれば月64時間以上勤務する予定です。就労証明書には、現在と予定のどちらの勤務時間を書けばよいですか？**  
入園後の予定を記入してください。予定での作成が困難で月64時間に満たない場合は、保育課へご相談ください。
- ⑤ **これから起業する場合はどうすればよいですか？**  
申込の時点で事業を開始していない場合は、「求職活動」で申込をしてください。



## ② 妊娠・出産

【条 件】 **保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること**

例) 10月出産の場合

出産前3ヶ月（7～9月）+ 出産月1ヶ月（10月）+ 出産後6ヶ月（11月～翌年4月）=10ヶ月

【必要書類】 **母子健康手帳の写し**（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）



### よくあるご質問

- ① 「妊娠・出産」要件で4月入所の申込を行う予定ですが、年度内に職場復帰の予定があります。この場合、「就労」要件で復帰予定月からの予約入園申込は可能ですか？

申込可能です。ただし、申込方法が通常とは異なるため、保育課にご相談ください。

例) 令和5年10月に出産、令和6年10月に育休復帰する場合

令和6年4月 「妊娠・出産」要件で入所

令和6年5月 「妊娠・出産」要件切れのため、一旦退所

令和6年10月 「就労」要件で再入所

- ② 実際の出産月が予定より早まった（遅れた）場合は、入園できる期間も変わりますか？

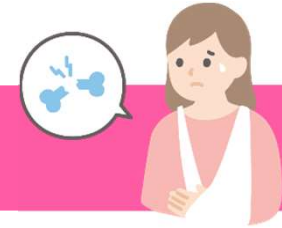
実際の出産月に基づき、入園期間が変更になります。

例) 7月から「妊娠・出産」要件で入所 10月出産予定だったが、9月に出産した場合

入園期間：7月～翌年4月 → 7月～翌年3月

- ③ 妊娠・出産の期間が終了した後、引き続き保育園で預かってもらえますか？

要件変更を行えば引き続き保育が可能です。ただし、「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、一度退園していただき、再度「求職活動」要件で申込をしてください。なお、空き人数の状況によっては、ご案内できない場合があります。



### ③ 疾病・障がい

【条 件】 **保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」に該当していること**

- 【必要書類】
- ① 障がいがある方 … **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し**
  - ② 介護認定（要介護度2以上）を受けている方 … **介護保険被保険者証の写し**
  - ③ ①②に該当しない方 … **保育ができないことに関する医師の診断書**（塩尻市の様式）

### ④ 病人等の介護・看護（同居親族）



【条 件】 **長期にわたり、常時、同居親族の介護・看護をしていること**

- 【必要書類】
- ① 介護・看護する親族が介護認定（要介護度2以上）を受けている場合
    - ・ **介護保険被保険者証の写し**
    - ・ **介護・看護の実施状況に関する申立書**（塩尻市の様式） ※両方必要です。
  - ② ①に該当しない場合
    - ・ **介護・看護が必要であることの医師の診断書**（塩尻市の様式）
    - ・ **介護・看護の実施状況に関する申立書**（塩尻市の様式） ※両方必要です。

※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、事前に保育課にご連絡ください。

※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

## ⑤ 災害復旧



【条 件】 **地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること**

【必要書類】 **り災証明書**

## ⑥ 求職活動



【条 件】 **求職活動を継続的に行っていること（自営業の起業準備を含む）**

【期 間】 **3か月間**

【必要書類】 **ありません**（申込の際に求職活動の状況を記入していただきます。）



### よくあるご質問

#### ① 3か月間で仕事が決まらない場合、引き続き「求職活動」として認められますか？

認められません。「求職活動」の要件は同一年度内において3か月間の利用を上限としています。そのため、上限に達する翌月から要件を変更できない場合は退園となります。

※一時的保育（デイ保育）、ファミリーサポート事業、預かり保育等で「求職活動」を理由に保育料無償化のための認定を受けていた場合も、3か月間に含まれます。

## ⑦ 就学



【条 件】 **大学、専門学校、職業訓練校等に通っていること** ※1か月あたり64時間以上

【期 間】 **在学期間または年度末までのいずれか短い方**

【必要書類】  
・ **在学証明書**（入学前の場合は、合格通知書）  
・ **カリキュラム**など（日数及び時間が分かるもの） ※両方必要です。

## ⑧ 虐待・DV

【条 件】 **虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること**

※該当する方は、保育課及びこども未来課へご相談ください。



## ⑨ 育児休業中の継続利用 ※5歳児の入園に限る

【条 件】 **育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、5歳児クラスに継続して入園する場合**

【必要書類】 **就労証明書**（市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの）



### よくあるご質問

① **5歳児クラスに上がるときに転園を希望した場合、「育児休業中の継続利用」として認められますか？**

認められます。ただし、転園を希望する場合は利用調整の対象となるため、現在入園している園を含めて入園できなくなる可能性がありますのでご注意ください。（利用調整については、P35をご覧ください）

② **他市町村で保育園を利用していて市内に転園する場合、「育児休業中の継続利用」として認められますか？**

認められます。ただし、他市町村で保育園を利用していたことがわかる書類（在園証明書）の提出が必要になります。

## ⑩ 3歳未満児の家庭育児 ※3～5歳児の入園に限る

### 【条 件】 入園するお子さんのほかに3歳未満児を家庭で育児していること

※「3歳未満児」は、令和3年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。

※保育園、認可外保育施設など、お子さんを日々保育する施設に入園している場合は該当しません。

※**3～5歳児**の入園に限り認められます。0～2歳児の入園には適用できません。

### 【必要書類】 ありません



#### よくあるご質問

- ① 家庭で育児している子どもが年度途中で3歳になった場合、「3歳未満児の家庭育児」に該当しなくなりますか？  
4月1日時点の年齢が基準となるため、年度内は引き続き該当します。
- ② 入園している子どもが年度途中で3歳になる場合、3歳になった月から「3歳未満児の家庭育児」に該当しますか？  
4月1日時点の年齢が基準となるため、該当しません。
- ③ 年度途中で仕事を始める（職場復帰する）場合、どのような手続きをすればよいですか？  
仕事を始める（職場復帰する）タイミングで「就労」へ変更してください。  
要件変更を行えば、すでに入園しているお子さんは引き続き入園が可能です。



① 入園の要件の確認

② 申込に必要な書類の準備

③ 入園申込に関するQ&A

④ 電子申請による申込

**10月1日(日)~31日(火)**

⑤ お子さんの面接

**11月14日(火)~22日(水)**

⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**





# 申込に必要な書類について

該当する入園の要件の「必要書類」をご用意ください。（P10～P15参照）

※必要書類は、父・母それぞれ必要です。

※様式は塩尻市ホームページからダウンロードしてください。（保育課、保育園でも配布可能です）

※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。



様式のダウンロードはこちらから



① 入園の要件の確認

② 申込に必要な書類の準備

③ 入園申込に関するQ&A

④ 電子申請による申込

**10月1日(日)~31日(火)**

⑤ お子さんの面接

**11月14日(火)~22日(水)**

⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**



# 入園申込に関するQ&A



**Q<sub>1</sub>** 「求職」で申込を完了しましたが、その後に就職が決まりました。入園の要件を「就労」に変更できますか？ また、希望園の変更はできますか？

**A 1** 申込をした受付期間中であれば、いずれも変更可能です。※1次申込の場合、1次受付期間中のみ変更可能  
なお、入園の要件を変更する場合は、変更後の入園の要件に関する必要書類をご用意ください。

**Q<sub>2</sub>** まだ生まれていない子どもの申込はできますか？

**A 2** 申込可能です。※電子申請内の「生年月日」欄は、出産予定日を入力してください。  
ただし、出生前の入園決定は「仮決定」となりますので、出生届の手続きが完了しましたら、速やかに保育課までご連絡ください。

**Q<sub>3</sub>** 年度途中で育児休業から職場に復帰する予定ですが、入園の予約はできますか？【予約申込】

**A 3** 所属先への職場復帰時期が確認できる就労証明書が提出された場合に限り、予約申込が可能です。その場合は、申込受付期間中に申込をしてください。※予約申込できるのは公立保育園のみです。  
なお、月の途中で職場に復帰する場合でも入園日は「その月の初日」となり、保育料等も月額となります。



# 入園申込に関するQ&A

---

Q<sub>4</sub>

現在、塩尻市外に住んでいますが、申込はできますか？【予約申込】

- A 4** 入所月の前月末までに塩尻市に住民票を移すことが確実であれば、申込可能です。ただし、入所時期によって必要書類の有無が異なるため注意してください。なお、入所月の前月末までに塩尻市に住民票がない場合は、入園決定を取り消します。
- ① 4月入所：必要書類なし
  - ② 予約申込：転入の期日を確認できる書類を提出してください。  
例) 「住宅の建築に係る契約書」や「アパートの賃貸契約書」など

Q<sub>5</sub>

予約申込をしています。「育休を取得している就労先」への復帰前に退職する場合はどうなりますか？【予約申込】【随時申込】

- A 5** 入園決定が取り消しになります。再度、入所を希望する場合は新たに申込をしてください。

Q<sub>6</sub>

4月を過ぎてからでも、入園の申込はできますか？【随時申込】

- A 6** 申込可能です。入園希望月の前月15日（土・日曜日、祝日の場合は直前の平日）までに保育課へ必要書類を持参してください。その際、3歳以上児については、申込時に面接（※要予約）が必要になります。なお、随時申込は定員に空きがなく、ご案内できない場合があります。※詳細は市ホームページをご確認いただくか、保育課へお問い合わせください。



① 入園の要件の確認



② 申込に必要な書類の準備



③ 入園申込に関するQ&A



④ 電子申請による申込

**10月1日(日)~31日(火)**



⑤ お子さんの面接

**11月14日(火)~22日(水)**



⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**



## 申込受付期間

### 【1次受付】

令和5年**10月1日**(日) ~ **31日**(火) 午後7時30分

上記の期間に申込手続きが間に合わない場合は、次の日程で受け付けます。ただし、1次受付の申込者の利用調整が終了した後での利用調整（2次利用調整・最終利用調整）となりますのでご注意ください。

### 【2次受付】

1次受付終了後 ~ 令和6年1月31日(水)午後7時30分

### 【最終受付】

2次受付終了後 ~ 令和6年3月13日(水)午後7時30分



# 電子申請の流れ



① 検索サイト等で「塩尻市公式ホームページ」へアクセス

塩尻市 公式



② 「申請サービス」を選択

<パソコン画面>



<スマホ画面>



電子申請には、インターネットに接続できるパソコンかスマホが必要です。  
電子申請が困難な場合については、保育課へご相談ください。

※実際の画面では、イメージと異なる場合があります。



### ③ 手続き一覧から「令和6年度 保育園等の入園申し込み」を選択

#### 手続き申込

🔍 手続き選択をする    ✉ メールアドレスの確認    ✎ 内容を入力する    📄 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード   類義語検索を行う

利用者選択  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する >

五十音で探す >

#### 手続き一覧

2023年07月24日 15時42分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 ▼    表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

#### 令和5年度がん検診等の申込み

受付開始日時 2023年07月24日14時00分  
受付終了日時 随時

#### 令和6年度 保育園等の入園申し込み

受付開始日時 2023年10月01日00時00分  
受付終了日時 2023年10月31日19時30分

スマートフォンの場合は、  
こちらからアクセスできます。



「令和6年度 保育園等の入園申し込み」



※上の画面はイメージです。実際の画面では、手続きの並び順が変わる場合があります。

※手続き名「令和6年度 保育園等の入園申し込み」で検索することも可能です。

## ④ 申請者（保護者）の利用者登録

⚠ 既に利用者登録がある方もご確認ください！

ながの電子申請サービス

ログイン  
利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	令和6年度 保育園等の入園申し込み
受付時期	2023年10月1日00時00分 ~ 2023年10月31日19時30分

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。  
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、  
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していたパスワード

- ▶ 「[利用者登録される方はこちら](#)」を選択
- ▶ 利用規約画面に遷移しますので、利用規約をご確認のうえ「[同意する](#)」を選択

入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

利用者ID入力

利用者区分を選択してください **必須**

個人  
 法人  
 代理人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する >

- ▶ メールアドレスを入力し「[登録する](#)」を選択
- ▶ 登録いただいたメールアドレスに、登録手続用のURLが記載されたメールが届きますので、[URLにアクセスして利用者登録を行ってください。](#)

⚠ **発信元のメールアドレスが変更になっています**ので、次のアドレスのメールを受信できるよう設定してください。

city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp

## ⑤ ログイン → 申込内容の入力

利用者登録が完了したら、再度、手続き一覧の「令和6年度 保育園等の入園申し込み」を選択し、利用者ID（メールアドレス）とパスワード（利用者登録の際に設定したもの）を入力してログインしてください。

### 保護者氏名 **必須**

家計の主となる保護者の氏名を入力してください。（教育・保育給付認定保護者となります）

氏：  名：

### 申請区分 **必須**

次の内容をご確認いただき、申請区分を選択してください。

<申請区分>

(1)継続または転園希望

既に市内の保育所等(\*)に通園していて継続利用する場合

(2)出生前

申込時点において、申込児童が生まれていない場合

(3)新規

新たに入園を希望する場合

\*保育園・認定こども園・地域型保育施設が対象（P3～P5参照）

継続または転園希望

出生前

新規

選択解除

### **ご注意ください**

- 一時保存を行う場合は、画面最下部までスクロールしてください。
- 2人以上のお子さんの申込をする場合は、1人ずつ申込をしていただく必要があります。この場合、2人目以降の申込の際に、1人目の申込で入力した内容をコピーして利用することがきます。（P29参照）

## 入力項目は**10**項目です 添付書類はあらかじめ撮影してご用意ください


入力項目	内容
① 申請区分	申請区分（新規、継続・転園、出生前）など
② 入園に係る子どもの情報	氏名、生年月日、障害者手帳等の有無、 <u>兄弟姉妹で同時に申し込む場合の意向など</u> （※必ずP38をお読みください。）
③ 保護者の情報	現在の住所、令和5年1月1日の住所、令和6年1月1日(予定)の住所、緊急連絡先など
④ 世帯の状況	同居家族全員の氏名、お子さんとの続柄、生年月日、勤務先・学校名 など
⑤ 保育を必要とする事由等	保育を必要とする事由、 <u>証明書の画像添付</u> （P27参照）など（父母それぞれ）
⑥ 保育を希望する時間等	保育を希望する期間及び時間、長時間保育が必要な理由、土曜保育の希望の有無など
⑦ 利用を希望する施設	希望園（※必ずP37をお読みください。）
⑧ 家庭等の状況について	生活保護世帯の該当有無など
⑨ 入園前の調べ（新規申込のみ）	健診、既往症、体質、アレルギー、持病、睡眠、食事、排泄、発達、着替え、言葉 など
⑩ その他	個人情報の取扱いなどに関する同意確認など

## ⑥ 申込内容の入力（画像データの添付）

「保育を必要とする事由の証明書」は、画像データを添付してください。

※P10～P15をご確認の上、該当するものを添付してください。

※証明書の修正を依頼する場合がありますので、原本は保管しておいてください。

 スマートフォン版画面



項目名  
保育を必要とする事由の証明書\_父

添付できるファイル数  
10

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルを選択    ファイル未選択

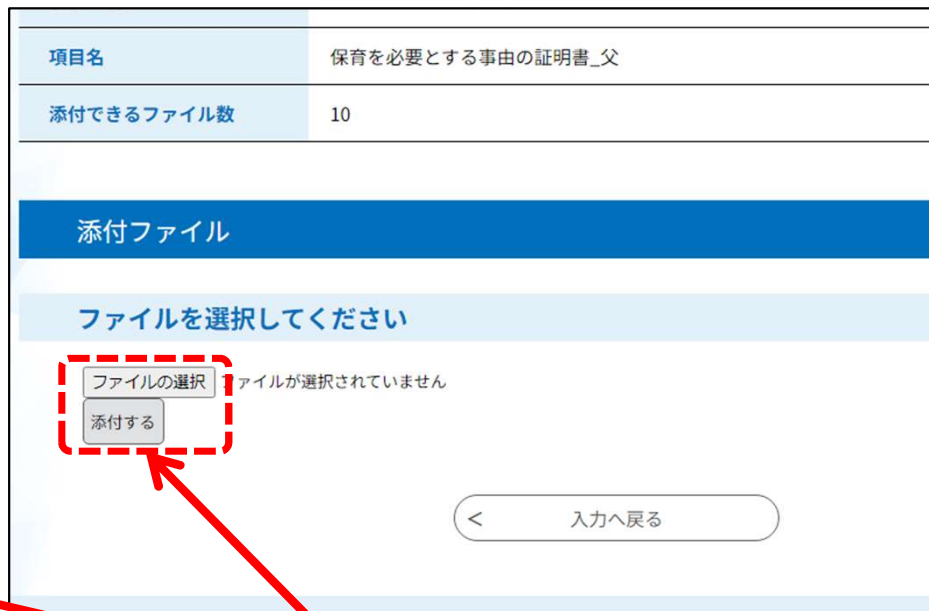
写真ライブラリ 

写真またはビデオを撮る 

ファイルを選択 

入力へ戻る

 P C 版画面



項目名  
保育を必要とする事由の証明書\_父

添付できるファイル数  
10

添付ファイル

ファイルを選択してください

ファイルの選択    ファイルが選択されていません

添付する

<    入力へ戻る



**添付画像が合計20MBを超えるとエラーになります**

お手数ですが、次の対応をお願いします。

**ファイルサイズを縮小する**

カメラ機能の設定変更、ファイルの圧縮などをお試しください。  
※スマートフォンの場合は、アプリを活用することでファイルサイズの縮小が可能です。

**どうしても画像添付ができない場合は…**

申込受付期間中に、保育課までご連絡ください。

- ・スマートフォン版の場合、「ファイルを選択」ボタンを押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。
  - ・P C 版の場合、「ファイルの選択」を押すとファイルの選択が可能となります。
- ※あらかじめ書類を撮影してから申し込みを始めていただくとスムーズです。

## ⑦ 入力完了 → 申込

全ての必要項目の入力が終わりましたら、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。申込内容を確認の上、ページ下部の「申込む」を選択してください。

市職員確認用

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。

申込内容を確認

< 入力へ戻る

申込む >

### ⚠ エラーの修正について

必須項目が未入力の場合などは、「確認へ進む」ボタンを選択した後にエラーメッセージが表示されます。黄色く表示されたエラー項目を修正してください。

**全てのエラーを修正しないと、申込が正常に完了しませんのでご注意ください。**

申込が完了すると「令和6年度 保育園等の入園申し込みの手続きの申込を受付しました」というメッセージが表示されます。

## ⑧ 申込仮受付メールの受信

申込が完了すると「申込仮受付のお知らせ」がメールで届きます。整理番号、パスワードが記載されますので、受信メールは必ず保存しておいてください。なお、この時点で申込は正式に完了していません。

(P31参照)

※申込受付のメッセージが表示されたにもかかわらずメールが受信できない場合は、保育課へご連絡ください。



## ⑨ 2人目以降の申込をする場合

兄弟姉妹で2人以上の申込をする場合は、最初に申込をした内容をコピーすることができます。  
※1人目は正常に申込を完了している必要があります。

**【再申込の手順】**

- ① ログインする
- ② 「申込内容照会」を選択
- ③ コピーする手続きの「詳細」を選択
- ④ ページ下部の「再申込する」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申込を完了

2023年10月1日 19時30分 現在

並び替え  表示数変更

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
809702932944	令和6年度 保育園等の入園 申し込み	塩尻市 こども教育部 こども課 保育企画係	2023年10月1日19時30分		<input type="button" value="詳細 &gt;"/>

市職員確認用 市職員確認用

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。  
※申込内容修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

**コピーして2人目以降のお子さんの申込をする場合、特に次の項目にご注意ください。**

- ・ **お子さんの情報** …… 2人目以降のお子さんの情報に修正してください。
- ・ **世帯の状況** …… 同居家族欄に1人目のお子さんの情報を加え、申込をするお子さんの情報を同居家族欄から削除してください。
- ・ **保育を必要とする事由** …… 予約申込の場合は事由が異なる場合があります。入園時点の事由を入力してください。
- ・ **利用を希望する施設** …… 1人目のお子さんとは違う園を希望する場合は修正してください。

## ⑩ 申込内容を修正する場合

「申込仮受付メール」を受信した後に、申込内容の修正ができます。

> 手続き申込 > **申込内容照会** > 委任内容照会

### 申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号  手続き名

申込日  カレンダー ~  カレンダー

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索 >

202 2023年10月1日19時30分 現在

並び替え 申込日時 降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
450135454619	令和6年度 保育園等の入園 申し込みtest	塩尻市 こども教育部 こども課 保育園企画係	202 2023年10月1日19時	待ち	<b>詳細 &gt;</b>

### 【修正の手順】

- ① ログインする
- ② 「**申込内容照会**」を選択
- ③ 修正する手続きの「**詳細**」を選択
- ④ ページ下部の「**修正する**」を選択
- ⑤ 入力内容を修正し、申込を完了

添付書類

添付書類有無	無
-	
同意確認	私および世帯員の市町村民税課税資料その他の資料を、保育所等への入所および利用者負担額等（保育料・副食費）の算定のために職員が閲覧すること、利用する施設へ利用者負担額等（保育料・副食費）を提示すること
-	
市職員確認用	市職員確認用

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。  
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

< 一覧へ戻る

再申込する >

**修正する >**

取下げる >

## ⑪ 申込内容の審査（保育課）

保育課において、入力内容や証明書類の確認を行います。内容に不備がある場合は、**修正依頼メール**を送信しますので、修正期日までに修正手続き（P30参照）をしてください。

（修正の例：「就労証明書の勤務時間の欄の記載がない」「添付画像が不鮮明で識別できない」など）



**1次受付期間中に修正手続きが完了しない場合は、「2次受付」となりますのでご注意ください。**

## ⑫ 申込完了メールの受信 → 手続き完了

審査の結果、修正事項がない場合または修正が完了した場合は、「申込完了メール」が届きます。

※内容の審査を行い、順次完了メールを送信しますので、仮受付メールの受信から一週間程度かかる場合があります。



**申込完了メールが届いた後は、ながの電子申請での修正はできません。  
申込内容を修正したい場合は、申込受付期間中に保育課へご連絡ください。**



① 入園の要件の確認



② 申込に必要な書類の準備



③ 入園申込に関するQ&A



④ 電子申請による申込

**10月1日(日)~31日(火)**



⑤ お子さんの面接

**11月14日(火)~22日(水)**



⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**





# お子さんの面接

## 対象

**新規**で**3～5歳児**クラスにお申込をしたお子さんと保護者

※0歳児クラス、継続または転園の場合は出席不要です。

※**新規の1・2歳児クラスの面接は、入園決定後に決定した園で行います。（2月上旬）**

## 内容

お子さんの生活の様子やアレルギーなどについて面談します

園名	日程
よしだ幼稚園	11月14日(火) 午前9時30分～午前11時
よしだ保育園・檜川保育園	11月14日(火) 午後2時～午後3時30分
サン・サンこども園	11月15日(水) 午前9時30分～午前11時
高出保育園・吉田原保育園・北小野保育園	11月16日(木) 午前9時30分～午前11時
塩尻東保育園・広丘南保育園・妙義保育園	11月17日(金) 午前9時30分～午前11時
みずほ保育園・大門保育園・宗賀中央保育園	11月20日(月) 午前9時30分～午前11時
日の出保育園・吉田ひまわり保育園・広丘西保育園	11月21日(火) 午前9時30分～午前11時
片丘保育園・広丘野村保育園	11月22日(水) 午前9時30分～午前11時

※事前予約は不要です。開催時間内に第1希望園へお越しください。

※都合がつかない場合は、園にご相談ください。

① 入園の要件の確認



② 申込に必要な書類の準備



③ 入園申込に関するQ&A



④ 電子申請による申込

**10月1日(日) ~ 31日(火)**



⑤ お子さんの面接

**11月14日(火) ~ 22日(水)**



⑥ 利用調整・入園決定

**1月下旬**



## 利用調整とは

---

- ▶ 保育施設は、部屋面積や保育士の数により、受け入れできるお子さんの数に限りがあるため、園ごと・クラス年齢ごとに定員が決められています。
- ▶ 定員を超えて入園の申込があった場合、保育の必要性の度合いの高い家庭の希望を優先して、入園する園を決定します。この手続きを「利用調整」と言います。

## 0～3歳児の全員（新規・継続）が利用調整の対象です

---

申込多数の場合には、希望する園を利用できない（**継続利用の場合は転園となる**）ことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 利用調整は「指数」に基づいて行います

---

「基準指数」と「調整指数」の合計により指数を決定します。

- 基準指数** … 入園の要件ごとに点数化したもの。父・母それぞれ該当する一つの点数が付されます。
- 調整指数** … 家庭の状況等を考慮して、該当する項目を加点・減点するもの。

※指数の一覧は次ページのとおりです。

## 基準指数

入園の要件	内容	点数
就労	就労時間が月180時間以上（休憩時間を含む）	22
	就労時間が月170時間以上（休憩時間を含む）	21
	就労時間が月160時間以上（休憩時間を含む）	20
	就労時間が月148時間以上（休憩時間を含む）	19
	就労時間が月135時間以上（休憩時間を含む）	18
	就労時間が月122時間以上（休憩時間を含む）	17
	就労時間が月108時間以上（休憩時間を含む）	16
	就労時間が月86時間以上（休憩時間を含む）	15
	就労時間が月64時間以上（休憩時間を含む）	14
妊娠・出産	入園月時点で産前3か月～産後2か月	20
	入園月時点で産後3か月～6か月	10
保護者の疾病・負傷	おおむね1か月以上の入院	22
	おおむね1か月以上常時臥床の状態 または 要介護度4・5	22
	通院加療中で常に安静を要する または 要介護度3	16
	通院加療中でおおむね半月以上の安静が必要 または 要介護度2	14
	その他	10
保護者の障がい	身体障害者手帳1・2級／療育手帳A1・A2／精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか	18
	身体障害者手帳3級／療育手帳B1／精神障害者保健福祉手帳2級のいずれか	14
	身体障害者手帳4級以下／療育手帳B2／精神障害者保健福祉手帳3級のいずれか	10
同居親族の介護・看護 （要介護認定あり）	要介護度4または5の同居親族を介護している	18
	要介護度3の同居親族を介護している	14
	要介護度2の同居親族を介護している	12
同居親族の介護・看護 （要介護認定なし）	同居親族が1か月以上入院し、付き添いをしている	18
	おおむね半月以上、障害児の介護、通園、通院、通学にあたっている	14
	常時、同居親族を介護、看護している（上記以外）	10
災害の復旧	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	22
求職活動	求職活動を継続して行っている	10
就学	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	14
育児休業中の継続利用	育児休業を取得する際に5歳児で継続利用する	2
3歳未満児の家庭育児	3歳未満児を家庭で育児している	2
その他	虐待・DVまたはその恐れがある場合（警察や福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの）	最優先
	保護者が塩尻市内の保育園等（※1）で月の就労時間が120時間以上の保育士等（※2）として就労しているまたはその予定（※3）がある場合	

## 調整指数

内容	点数
ひとり親家庭（離別、死別、行方不明、拘禁等）	+36
生活保護法による被保護世帯	+4
兄弟姉妹が同時に申込をしている	+4
令和6年3月に市内の保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設に入園している（継続利用）	+2
入園を希望する児童が障がい有し、療育手帳等が交付されている	+4
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる	+4
令和6年3月に地域型保育施設を卒園し、市内の保育園を希望している	+4
保護者が塩尻市内の保育園等（※1）で保育士等（※2）として就労しているまたはその予定	+4

### 指数の合計が同点の場合の優先度

- ① 基準指数が高い世帯を優先
  - ② 基準指数が同点の場合は、市町村民税額の低い世帯を優先
- ※海外赴任や未申告などで税額が確認できない場合は、税額の最高額で判断します（控除対象配偶者を除く）。  
該当する場合は**申込受付期間中に保育課へご相談ください。**



- ※1 塩尻市内に所在する保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等  
 ※2 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等  
 ※3 入所前に内定が取り消しとなった場合は、入所決定も取り消しとなります

# 利用調整における注意点



**0～3歳児クラスに申込する場合は、必ずお読みください。（継続入園を含む）**

近年、3歳未満児の申込の増加や保育士不足などにより、0～3歳児クラスの利用調整において第1希望園に入園ができないケースが増えています。また、**現在入園しているお子さんの継続申込も、0～3歳児は利用調整の対象となるため、結果として転園・退園となってしまう可能性もあります。**申込に当たっては、次の内容をよくご確認ください。

【参考】令和5年度の利用調整の状況

クラス年齢	申込数	第1希望園に入園	第1希望園以外に入園	入園保留
0・1歳児	306人	235人	63人	8人
2歳児	290人	234人	53人	3人
3歳児	393人	372人	21人	0人

## ① 希望した園以外は入園の調整を行いません。希望園は可能な限り多く選択してください。

- ▶ 希望施設の選択は、実際に通園できる園を全て選択してください。（希望園のいずれにも空きがない場合、入園保留となります。）
- ▶ 例年、希望園への入園を決定した後に、辞退して別の園を希望するケースが見受けられます。転居などのやむを得ないケースもありますが、公正な利用調整に支障を来しますので、申込の際には、通園可能かどうかを十分にご検討ください。
- ▶ 希望園の選択によっては、下の表のように、dさんより指数の高いcさんが入園保留となり、指数の低いdさんが第1希望園に決定するというケースも生じますので、あらかじめご了承ください。

【利用調整のイメージ（全ての園を定員1名と仮定）】

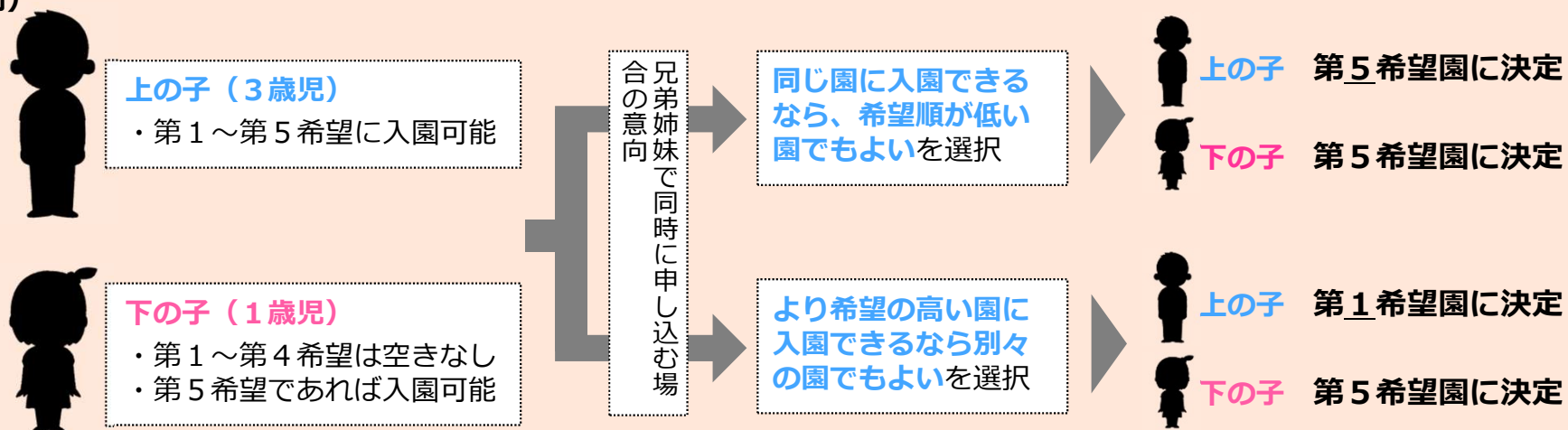
児童	年齢	指数の高い順	希望園			決定園	備考
			第1希望	第2希望	第3希望		
aさん	0歳児	1番	A園	B園	C園	<b>A園</b>	第1希望に決定
bさん	0歳児	2番	A園	B園	C園	<b>B園</b>	第1希望が満員のため第2希望に決定
cさん	0歳児	3番	A園	B園	なし	<b>保留</b>	希望園が全て満員のため保留
dさん	0歳児	4番	C園	B園	なし	<b>C園</b>	第1希望に決定

# 利用調整における注意点

## ② 兄弟姉妹の利用調整は、申込の際の意向をもとに決定します。

兄弟姉妹を同時に申し込む場合、指数において配慮（加点）しますが、全員を希望の高い園（同じ園）にご案内できない場合があります。この場合、申込の際の回答をもとに園を決定しますので、回答内容を十分ご確認ください。

(例)

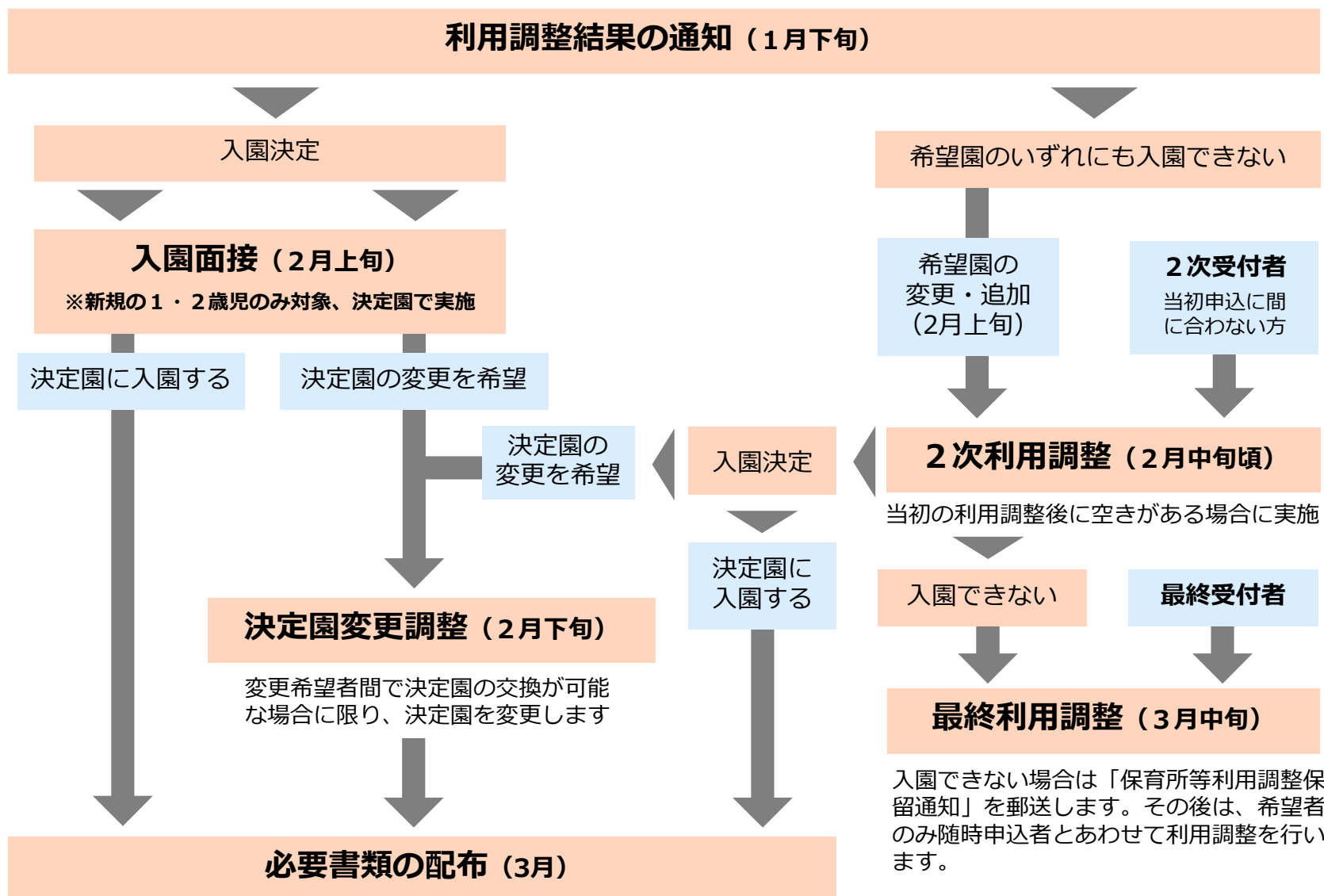


	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
上の子(3歳児クラス)	○	○	○	○	○
下の子(1歳児クラス)	×	×	×	×	○

※上記の例において、上の子の第5希望園に空きがない（同じ園に入園できない）場合は、上の子は第1希望園に決定します。また、兄弟姉妹の中に希望園のいずれも入園できないお子さんがいる場合は、他の兄弟姉妹は、入園可能な園のうち最も希望順が高い園に決定します。

# 利用調整後の流れ

利用調整の結果は1月下旬に郵送で通知します。希望園に入園できない場合などの流れは、次のとおりです。





# 入園後の諸手続きに関するQ&A

Q<sub>1</sub>

**保育時間を変更できますか？**

**A 1** 変更可能です。保育時間の詳細についてはP45をご覧ください。

Q<sub>2</sub>

**退園や休園の手続きは何をすればいいですか？**

**A 2** 市外転出や退職等により、年度途中で退園する場合は、退園を希望する前月の末日までに園に「退所（辞退）届」を提出してください。  
里帰り出産などにより1か月以上休園する場合は、休園を希望する前月の末日までに園に「休園届」を提出してください。ただし、休園できる期間は最大3か月までです。

Q<sub>3</sub>

**入園の要件や保護者の勤務先等が変わった場合は届出が必要ですか？**

**A 3** 届出が必要になります。次の項目に変更が生じた場合は、変更月の前月25日までに、園に「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

- ・ 保育必要量
- ・ 保育を必要とする事由
- ・ 勤務先
- ・ 住所
- ・ 支給認定保護者
- ・ 世帯員の増減
- ・ 保護者の連絡先
- ・ その他



# 3 保育料等・保育時間

# 保育料及び副食費は「認定区分」ごとに決まります

認定区分	対象年齢	認定の要件	入園できる園	保育料	副食費※
<b>1号認定</b>	満3歳以上	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園の幼稚園部分</li> </ul>	<p><b>0円</b></p> 子ども・子育て支援制度に未移行の園（塩尻めぐみ幼稚園、塩尻幼稚園）は月25,700円まで無償	各園ごと設定
<b>2号認定</b>	3～5歳児クラス	保育の必要性の認定※を受けている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園</li> <li>・認定こども園の保育園部分</li> </ul>	<b>0円</b>	<p><b>月4,500円</b></p> 私立園は各園ごと設定
	2歳児クラスの満3歳	保育の必要性の認定を受けている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園</li> <li>・認定こども園の保育園部分</li> <li>・地域型保育施設</li> </ul>	<p><b>所得の額に応じて決定</b></p> （次ページのとおり）	保育料に含まれます。
<b>3号認定</b>	3歳未満	保育の必要性の認定を受けている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園</li> <li>・認定こども園の保育園部分</li> <li>・地域型保育施設</li> </ul>	<p><b>所得の額に応じて決定</b></p> （次ページのとおり）	保育料に含まれます。

※副食費は、給食のおかずやおやつのお材料費を指します。

※保育の必要性の認定は、入園申込時の「入園の要件」に基づいて行います。入園決定と同時に認定の決定を行い、保護者に通知します。

# 0～2歳児クラスの保育料

	令和5年度の市町村民税所得割額	令和6年度の市町村民税所得割額
4月	4～8月の保育料	9月
		9～3月の保育料
		3月

階層	税額による世帯の区分	保育短時間（月額）	保育標準時間（月額）
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税帯	0円	0円
C1	市町村民税所得割額	48,600円未満（ひとり親世帯等）	6,500円
C2		48,600円未満（ひとり親世帯等以外）	14,000円
D		48,600円以上77,100円以下（ひとり親世帯等）	6,900円
		48,600円以上97,000円未満（ひとり親世帯等以外）	22,500円
E		97,000円以上169,000円未満	27,000円
F		169,000円以上301,000円未満	43,000円
G		301,000円以上397,000円未満	56,000円
H		397,000円以上	58,000円

※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、**最高額（H階層）に決定**しますのでご注意ください。（控除対象配偶者であることが確認できる場合を除く）

※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の税額を適用する場合があります。

※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。

※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が保育料算定の基準になります。

# 保育料等の減免（お子さんが2人以上いる世帯）

塩尻市では、本市独自の子育て支援策として、**第2子以降の無償化**を行います。

塩尻市の減免制度	保育料	園児が第2子以降	無償
	副食費	園児が第2子以降	無償

## 【第2子の判定について】

- ・生計を一にする兄弟がいる場合、当該園児を第2子（以降）と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。
- ・兄弟が既に学校を卒業し既に労働に従事している場合など、生計を一にしていない場合は第2子として判定されません。
- ・入園申込時において世帯員に生計を一にする兄弟の記載が無い場合、第2子と判定されない場合があります。

## 保育時間

入園申込の内容に基づいて保育時間を認定します。

認定区分	保育時間	注意事項
保育短時間	8:30~16:30 (8時間)	原則、全員が「保育短時間」でのご案内となります。 ※不足部分は、長時間保育を別途申してください。
保育標準時間	7:30~18:30 (11時間)	「保育短時間」+「長時間保育」の利用時間が 7:30~18:30に達した場合のみの認定となります。

### 土曜保育について

仕事などのやむを得ない事由でお子さんを保育できない場合に限り、土曜保育を利用できます。  
なお、公立園については土曜保育を実施している園を利用していただきます。

# 長時間保育（延長保育）

概要	長時間保育料	利用方法
保育時間の前後の時間帯について、開園時間の範囲内で長時間保育を利用できます。	<b>【0～2歳児】 30分あたり月額700円</b> <b>【3～5歳児】 30分あたり月額700円</b> (18:30以降の利用分のみ)	入園申込の内容に基づいて利用を決定します。利用希望月の <b>前月25日（土・日曜日、祝日の場合は直前の平日）</b> までに、 <b>園への申込が必要</b> です。

- ・入園の要件が「**求職活動**」「**育休継続**」「**家庭育児**」の場合は、**原則、「保育標準時間」及び「長時間保育」は御利用いただけません。**
- ・長時間保育の利用は必要最低限の時間に限り、その必要性について、園から詳細な聞き取りを行いますので、御了承ください。

## 【保育時間・長時間保育のイメージ】



## 【長時間保育料の減免】

長時間保育料については、**第2子半額、第3子以降無償**となります。  
保育料及び副食費とは減免の内容が異なりますので御注意ください。

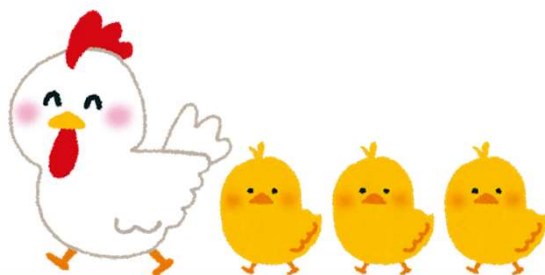
	時間帯	第1子	第2子	第3子以降
3歳未満児	～18:30	700円 (※350円)	0円	0円
	18:30以降	700円 (※350円)	350円 (※0円)	0円
3歳以上児	～18:30	0円	0円	0円
	18:30以降	700円	350円	0円

※ C1階層又はD階層のうち、ひとり親等かつ市町村民税所得割額77,100円以下に該当する場合



MEMO





塩尻市 保育課 保育企画係

☎ 0263-52-0844

塩尻市大門七番町 3 番3号 塩尻総合文化センター 1 階

